

笠岡市及び笠岡市・矢掛町中学校組合 設置する学校に係る文化部活動の方針

令和2年2月

笠 岡 市 教 育 委 員 会
岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合教育委員会

目 次

方針の策定に当たって … 2

- 〈部活動の意義〉
- 〈文化部活動の特色と課題〉
- 〈方針策定の考え方〉

本方針策定の趣旨 … 3

- (1) 本方針の対象範囲
- (2) 望ましい部活動の在り方

1 適切な運営のための体制整備 … 4

- (1) 文化部活動の方針の策定等
- (2) 指導・運営に係る体制の構築

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 … 5

- (1) 適切な指導の実施
- (2) 文化部活動用指導手引の普及・活用

3 適切な休養日等の設定 … 6

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備 … 7

- (1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置
- (2) 地域との連携等

5 学校単位で参加する大会等の見直し … 8

6 安全管理と事故防止について … 8

○ 参考

- ・学校における働き方改革に関する取組の推進について（通知）
（平成 31 年 3 月 28 日付け教教評第 1095 号） … 9
- ・「中学校・高等学校における部活動の在り方について」の一部改正について（通知）
（平成 29 年 6 月 9 日付け教教評第 277 号） … 10
- ・「熱中症事故の防止のための緊急対策について」（通知）
（平成 30 年 7 月 26 日付け保学第 33 号） … 14
- ・「岡山県文化部の在り方に関する方針」に関する Q&A … 15

方針の策定に当たって

〈部活動の意義〉

- 部活動は、現行の学習指導要領においてその意義や留意点が明記され、新しい中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示。平成 33 年 4 月施行。）及び新しい高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月告示。平成 34 年 4 月施行。）においても、「学校教育の一環として」行われるものであり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」と明記されている。異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解等、その教育的意義は高い。
- 一方、「学校教育の一環として」行われるものである以上、留意すべき点があり、新しい中学校及び高等学校の学習指導要領では、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。」として、特に部活動をあげ、こうした教育的意義は部活動の充実の中のみで図られるのではなく、教科や特別活動をはじめとする教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要であることを示している。また、部活動の一部には、文化部活動^{※1}を含め、長時間の活動を行ってきた状況もあるところ、生徒の自主的、自発的な参加となるよう生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。
- また、その際、「持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」として、一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、学校の設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教師の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員をはじめとしたスポーツや文化及び科学等にわたる外部指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の文化施設、社会教育関係団体、芸術文化関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこととしている。
- また、カリキュラム・マネジメントを導入し、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施することとしている。

※1 いわゆる文化部活動については、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動（以下「芸術文化等の活動」という。）を行うものなども幅広く含まれるものと一般に捉えられており、また、「文化部活動の在り方に関する方針（以下「本方針」という。）」に先行して「運動部活動の在り方に関する方針」が策定されていることから、本方針の対象とする部活動を「運動部以外の全ての部活動」とし、以下、「文化部活動」と表記する。

〈文化部活動の特色と課題〉

- 文化部活動は、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものであるが、分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方、活動頻度や活動時間など極めて多様である。
- また、文化部活動の中には、本来の活動に加え、週休日等に地域からの要請により地域の行事や催し等に参加したり、運動部の応援として試合に同行したりすることによって、活動時間が長時間に及んだり、休養日がとりづらくなっている場合もある。
- 運動部ガイドラインでは、スポーツ医・科学の観点を含め検討が進められ、休養日及び活動時間等について基準を示したところである。一方、このように多様な文化部活動については、スポーツ医・科学といった一律の観点でその活動の内容を評価することは難しいが、いかなる部活動についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進められるべきである。

〈方針策定の考え方〉

- 市教育委員会では、平成31年2月に「笠岡市及び笠岡市・矢掛町中学校組合 設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定し、文化部活動については、当面は、当該方針に準じた取扱いをするよう求めている。また令和元年9月に県教育委員会が策定した文化部ガイドラインにおいて、市は、県のガイドラインに則り、文化部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な文化部活動の取組に関する「文化部活動の在り方に関する方針」を策定するよう示されたところである。
- このような経緯を踏まえ、「笠岡市及び笠岡市・矢掛町中学校組合 設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。

本方針策定の趣旨

(1) 本方針の対象範囲

- 本方針は、本市の公立中学校の文化部活動を主な対象とする。
- 本方針は、「文化部ガイドライン」の趣旨を踏まえて策定していることから、学校法人等の学校の設置者及び学校についても、本方針を参考に、文化部活動の内容や指導の在り方について検討や見直しを行い、適切で効果的な指導が行われることにより、文化部活動が一層充実していくことを期待する。
- 小学校段階においても、一部の学校においては、同じように文化等の活動を実施している場合がある。こうした活動については、地域によって多様な形態で行われているが、少なくとも学校教育の一環として行われるものについては、学校において、児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。

(2) 望ましい部活動の在り方

- 生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実

施されることを目指す。

- ・ 生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、知・徳・体のバランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

また、生徒が自ら目標や課題を設定し、解決に向けて仲間と共に考え、判断し、実践するといった自立した活動になることや、限られた活動時間で、工夫して練習に取り組むことができる資質・能力の育成を図ることなどを通して、主体的・対話的で深い学びができるようにすること。

- ・ 分野の特性等を踏まえた活動の積極的な導入等により、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となること。
- ・ 各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないよう、留意すること。
- ・ 文化部顧問の決定に当たっては、公務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意し、教師の生徒と向き合う時間の確保ができるようにするとともに、ワークライフバランスの実現に向けた活動となること。
- ・ 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。

文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月 of 活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 市教育委員会は、上記イに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

イ 市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや

生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 市教育委員会は、文化部活動の指導者を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 市教育委員会及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する取組の推進について」(平成31年3月28日付け教教評第1095号)を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動用指導手引の普及・活用

ア 文化部活動の指導者は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引(習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、文化部活動の指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの)を活用

して、2（1）に基づく合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。^{※2}

○ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

○ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

○ 1日の活動時間^{※3}は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 校長は、1（1）に掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

※2 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間あたりに換算すると、1週間あたりの授業時数は29単位時間（24時間10分）である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、本方針では、中学校において1週間あたり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めている（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする。）。

※3 本方針での「活動時間」とは、文化部の活動時間を意味しており（会場への移動、準備、片付け、ミーティング、休憩等は含まない）、文化部活動としての活動の効果が期待される活動のことである。また、朝練習については、1日の活動時間を含み、放課後の練習時間が十分に取れない場合等に、学校生活や家庭生活等へ十分配慮した上で行うこと。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるものが考えられる。

イ 市教育委員会及び関係機関等は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、市教育委員会及び関係機関等は、本方針を踏まえた文化部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の文化部活動に代わりうる生徒の芸術文化等の活動の機会の確保・充実方策を検討する。

(2) 地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設・文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 各分野の関係団体等は、市教育委員会と連携し、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進するとともに、市教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ウ 市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険の加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

エ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 市教育委員会は、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等を定める。

イ 校長は、市教育委員会が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。

6 安全管理と事故防止について

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動における安全管理について、『『中学校・高等学校における部活動の在り方について』の一部改正について』（平成 29 年 6 月 9 日付け教教評第 277 号）及び県教育委員会が作成する「運動部活動指導資料」を踏まえ、事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内研修を行うとともに、生徒に対して安全に関する指導を適切に行う。

文化部活動の指導者は、活動場所における施設・設備の点検、活動における安全対策、気象急変時（急な大雨、竜巻、雷等）の安全確保、適切な生徒引率（公共交通機関の利用等）などを徹底するとともに、生徒が、自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行い、意識の高揚を図ること。

イ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の文化部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務であり、文化部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するとともに、適切に対応すること。

○ 「熱中症事故の防止のための緊急対策について」（平成 30 年 7 月 26 日付け保学第 33 号）を踏まえ、気温や湿度、生徒一人一人の状況等により、活動内容を適切に判断すること。

※ 参考（公財）日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2013）

○ 広域的な大会等で止むを得ない事情により、活動する場合には、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得（30 分おきに休息を取る等）、活動前後、活動中の健康観察を実施する等、熱中症予防に万全を期すこと。



教教評第 1095 号
平成 31 年 3 月 28 日

市町村（組合）教育委員会教育長 殿

岡山県教育委員会教育長
（ 公 印 省 略 ）

学校における働き方改革に関する取組の推進について（通知）

このことについて、平成 31 年 3 月 18 日付けで、文部科学省から別添写しのとおり通知がありました。

県教育委員会では、「岡山県教育委員会働き方改革プラン」に基づき、取組を進めているところであり、平成 30 年度勤務実態調査や働き方改革に係る取組状況調査等から、少しずつではありますが、取組の成果が見られているところです。

一方で、多くの教員が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に示された勤務時間の上限を超えている状況や、教員が担う業務の役割分担や業務の適正化には、保護者・地域関係者の理解と協力が必要な状況であること等から、平成 31 年度は、県教育委員会及び県立学校において、次のことについて重点的に取り組むこととしました。

つきましては、市町村（組合）教育委員会においても、県教育委員会の取組も参考にしながら、学校現場における働き方改革に係る取組の充実を図るようお願いします。また、所管の学校に対して、働き方改革を推進するよう御指導をよろしくお願いします。

なお、働き方改革の取組状況を把握するための調査を予定しておりますので、御協力をよろしくお願いします。

記

<県教育委員会における重点取組>

- 1 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた「岡山県公立学校教員の勤務時間の上限に関する方針（仮称）」の策定
- 2 教育委員会内の各課の施策や事業を横断的に調整する体制の構築、並びに平成 31 年度働き方改革モデル校と連携した「学校が担う業務や行事の精選に向けた手引き（仮称）」の作成
- 3 学校の働き方改革への理解と協力の促進を目的とした保護者・地域向けのチラシ作成等

<県立学校における重点取組>

- 1 長期休業中の学校閉庁の実施（夏季・冬季休業中の各連続 7 日間）
- 2 岡山県運動部活動の在り方に関する方針に則った適切な部活動の実施
- 3 ICT を活用した業務記録システムによる勤務実態の把握など所属教職員に対する労務管理の徹底（定時退校日や最終退校時刻の徹底等）
- 4 学校の働き方改革への理解と協力のためのチラシ等を活用した保護者・地域への働きかけ



教教評第277号
平成29年6月9日

県立学校長 殿
市町村（組合）教育委員会教育長
（岡山市を除く。）

岡山県教育委員会教育長
（公印省略）

「中学校・高等学校における部活動の在り方について」の
一部改正について（通知）

このことについて、平成22年3月11日付け、教教義第813号「中学校・高等学校における部活動の在り方について」（以下「部活動通知」という。）では、部活動指導の具体的な留意点を示すとともに、部活動における休養日の設定をお願いしているところです。

また、平成29年4月24日付け、教教評第131号「教職員の働き方改革について」で通知したとおり、部活動休養日の徹底を含めた教職員の働き方改革に取り組むこととしています。

ついては、部活動通知の一部を次のとおり改正することとしましたので、教職員に指導いただきますようお願いいたします。

なお、市町村（組合）教育委員会においては、管内の管理職及び教職員に周知いただくとともに、それぞれの学校の休養日の設定・徹底状況を確認いただくようお願いいたします。

記

1 改正内容

部活動通知1(2)を次のように改める。

1 活動時間等について

- (2) 中学校は週当たり2日以上（平日1日、土日原則*1日）（※大会直前等、限られた時期は例外とする。）、高等学校は週当たり1日以上（*1）の休養日を設けること。なお、高等学校は土曜日か日曜日のいずれかは原則として休養日に当てるように努めること。

2 留意点

- 改正後の部活動通知を踏まえて設定する部活動休養日については、平成29年9月から実施するよう準備をお願いします。
- 平成28年8月18日付け、保学第48号「運動部活動における休養日の設定について（通知）」は、平成29年6月8日をもって廃止します。

本件問合せ先

【全体】岡山県教育庁教職員課評価・企画班

TEL 086-226-7915 FAX 086-224-2160

【運動部活動】岡山県教育庁保健体育課学校体育班

TEL 086-226-7592 FAX 086-226-3684

【文化部活動】岡山県教育庁生涯学習課企画推進班

TEL 086-226-7596 FAX 086-224-2035

部活動休養日 Q & A

質問 1 「大会直前等」の「大会」とは、どのような大会を指すのか。

- 基本的には、中体連及び中文連が主催する大会と考えているが、競技団体や文化団体等が主催する大会に、各学校の判断で出場している実態がある。

各学校では、本通知及び「働き方改革プラン」にあるように、教職員・生徒の健康管理や時間外業務削減の趣旨を十分考慮し、教職員・生徒・保護者等の負担が過重にならないよう、大会参加の基準を設けるなどして、削減に努めること。

質問 2 「直前」とは、具体的にはどのくらいの時期を指すのか。

- 大会前の1週間である。ただし、平日1日の休養日は確保すること。

例：日曜日に大会がある場合は、1週間前の土日は例外となる。

質問 3 「大会直前等」の「等」には、大会以外にどのようなものがあるのか。

- 県や県中体連、県中文連が主催する強化のための練習会・合宿・遠征であり、各学校や各部独自のものは対象とならない。

質問 4 長期休業中も、休養日の条件は適用されるのか。

- 時期に関係なく通年で適用される。長期休業中は教職員、生徒ともに、地域行事に参加したり、家族との時間をもったりするなどしてリフレッシュできる時期だと考えている。

H22.3.11教教議第813号 部活動通知 新旧対照表

新	旧
中学校・高等学校における部活動の在り方について（通知） 中学校・高等学校における部活動の指導について 1 活動時間等について (1) 略 (2) 中学校は週当たり2日以上（平日1日・土日原則1日）（※大会直前等、限られた時期は例外とする。）、高等学校は週当たり1日以上（土曜日のいずれかは原則として）の休養日を設けること。なお、高等学校は土曜日から日曜日のいずれかは原則として休養日に当てるように努めること。 (3) 略 2～5 略	中学校・高等学校における部活動の在り方について（通知） 中学校・高等学校における部活動の指導について 1 活動時間等について (1) 略 (2) 週当たり1日以上の休養日を設けること。なお、土曜日から日曜日のいずれかは原則として休養日に当てるように努めること。 (3) 略 2～5 略

中学校・高等学校における部活動の指導について（改正後）

生徒のバランスのとれた生活や成長のために、部活動の実施については、休養日や練習時間を適切に設定し、健康・安全に留意するとともに、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じた活動とすること。具体的には、次のことに留意するものとする。

1 活動時間等について

- (1) 活動時間や活動計画については、生徒や教職員の健康管理の観点から、管理職と顧問教員が十分連携を図りながら適切に設定すること。
- (2) 中学校は週当たり2日以上（平日1日、土日原則[※]1日）（※大会直前等、限られた時期は例外とする。）、高等学校は週当たり1日以上（休養日）を設けること。なお、高等学校は土曜日から日曜日のいずれかは原則として休養日に当てるように努めること。
- (3) 長期休業日においては、その意義や家庭生活等を考慮して適切な練習計画を作成すること。また、練習計画には連続して休める日を設定するように工夫をすること。

2 生徒及び顧問教員の健康管理について

- (1) 生徒の体力や技能を踏まえた活動計画を作成し、生徒の心身の疲労により、学習や生活等に支障をきたすことがないように配慮すること。
- (2) 短時間で効果的な活動となるよう練習方法や内容を工夫するなどして、生徒や顧問教員の健康や生活全体のバランスを確保すること。
- (3) 複数の顧問を配置するなどして、部活動関係の出張等に係る顧問教員の負担の軽減を図る取組を推進すること。
- (4) 大会・対外試合等の参加が過密にならないよう、生徒の健康や安全に配慮した計画を作成すること。

3 安全管理について

- (1) 部活動における安全管理は、学校の全職員の問題にとらえ、事故の未然防止や事故発生時の適切な対応についての校内研修を行うとともに、生徒に対して安全に関する指導を適切に行い、意識の高揚を図ること。
- (2) 使用する施設・用具の事前の安全点検と正しい使い方について確認し、活動中の事故防止に努めること。
- (3) 大会・対外試合等の引率に当たっては、生徒の安全管理の観点から、原則として公共の交通機関を利用すること。

4 顧問の指導力の向上について

- (1) 生徒の指導に当たっては、教育者としての責任を自覚し、指導力の向上に努めるとともに、生徒の健康・安全を基盤として、個性を伸ばす効果的な指導法を工夫すること。
- (2) 活動における課題を把握し、顧問教員と生徒及び生徒相互の望ましい人間関係づくりに努めること。

5 その他

- (1) 体罰・暴力・セクシュアルハラスメント等は、生徒の心や身体に深い傷を負わせるものであるとともに、教育全体に対する信頼を失うものであり、絶対にあってはならない行為であるということを、すべての教職員が強く認識すること。
- (2) 保護者の金銭的な負担が過度にならないよう、十分注意すること。
- (3) 運動部活動の具体的な進め方や事故防止については、「運動部活動指導資料」（岡山県教育委員会）を参考とすること。

県 立 学 校 長
市町村（組合）教育委員会教育長 殿
（ 指 定 都 市 を 除 く 。 ）

岡山県教育庁保健体育課長
（ 公 印 省 略 ）

熱中症事故の防止のための緊急対策について（通知）

平素から、児童生徒等の安全管理及び指導について、御尽力いただき感謝申し上げます。

熱中症事故の防止については、これまでも「熱中症事故の防止について」（平成30年7月20日付け、保学第31号）等で、関係者に対する熱中症事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いしているところです。

そのような中、7月23日に気象庁の予報官が「経験したことのない暑さになっている。命の危険がある温度。ひとつの災害であると認識している。」と述べ、これまで以上に児童生徒等の適切な健康管理に努める必要があります。

つきましては、これまでも参考を示している下の表の内容を関係者に周知徹底するとともに、熱中症事故の防止に万全の対策を講ずるようお願いいたします。

なお、広域的な大会等で止むを得ない事情により活動する場合には、こまめな水分・塩分の補給を行う、30分おきに休息をとる、引率教職員等の大人が絶えず子ども一人一人の状況把握を行う等熱中症予防に万全を期すようお願いします。

また、市町村（組合）教育委員会にあっては、貴管内の学校園に対して周知徹底をお願いします。

<運動に関する指針>

気温 (参考)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	運動は原則中止	・ 特別の場合以外は運動を中止する。 ・ 特に子どもの場合は中止すべき。
31～35℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	・ 激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 ・ 運動する場合には、頻繁に休息をとり、水分・塩分の補給を行う。
28～31℃	警 戒 (積極的に休息)	・ 積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。 ・ 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。

（公財）日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2013）より抜粋

〔本件担当〕
岡山県教育庁保健体育課
学校体育班 指導主事(主幹) 佐野 俊貴
TEL 086-226-7592
FAX 086-226-3684

「岡山県文化部活動の在り方に関する方針」に関するQ & A (R元. 9. 6)

Q 1 方針策定の趣旨はどのようなものか。

A 1 文化部活動は運動部以外の全ての部活動としており、様々な活動が含まれているため一律の観点でその活動の内容を評価することは難しいが、文化部活動についても長時間活動している実態も一部にある。いかなる部活動についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴うものであり、生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮する必要があることから、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動の実施を期待している。

本方針は、生徒にとって望ましい部活動環境を構築する観点に立ち、文化部活動が地域、学校、分野、活動の目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指している。

Q 2 私立学校も対象になるのか。

A 2 文化庁のガイドラインでは、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点から、『本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、国公私立全ての設置形態の学校に適用する』となっている。

また、本方針の検討に当たって意見をいただいた、「文化部活動の在り方に関する方針」検討委員会には、本県私学協会の代表者にも参画いただいております。私立学校にもついても、運動部活動と同様に、本方針を参考に文化部活動の内容や指導の在り方について検討や見直しを行い、適切で効果的な指導が行われることにより、文化部活動が一層充実していくことを期待する。

Q 3 学校の部活動に係る活動方針として運動部と合わせて策定することは可能か。

A 3 負担軽減の観点から、学校において既に作成している「運動部活動に係る活動方針」と合わせて、部活動全体に係るものとして作成してもかまわない。

Q 4 参加する大会等や地域の行事、催し物等の数の上限の目安はどのように考えるのか。

A 4 大会や地域の行事、催し物等への参加が結果的に長時間の活動に結びついていることが指摘されており、上限の目安は、「休養日や活動時間が方針に則った適切な状況になること」であると考えている。

様々な大会やコンクール、地域の行事などがあり、それぞれに主催者がいるため地域における大会等の把握に努め、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、各学校で精査することとしている。

Q 5 何を根拠に休養日を週当たり2日以上設けること、活動時間を平日2時間程度、休業日3時間程度等と示されているのか。

A 5 文化部活動には様々な活動が含まれているため一律の観点でその活動の内容を評価することは難しいが、いかなる部活動についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴うものであり、生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮する必要がある。加えて、部活動は学校教育の一環として行われるものであり、教育課程とのバランス

を考慮して運営される必要がある。

これらのことを鑑み、文化部活動も適切な休養日等の設定について示す必要があり、運動部活動と同じく、休養日を週当たり2日以上、活動時間を平日2時間程度、休業日3時間程度等と示している。

生徒にとって望ましい部活動の実施環境の構築や、合理的でかつ効率的・効果的な指導の実施等の基本的な考え方は、中学校と高等学校で同じだが、文化庁のガイドラインでは、『高等学校段階の文化部活動についても、本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意する。』とされており、生徒の発達段階や、普通科から芸術系コース等を含む専門学科等の様々な教育、各学校の特色づくりが行われていること等も踏まえて、県の運動部活動の方針と同様に示している。

Q 6 方針を守らない場合、罰則等はあるのか。

A 6 「生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築する」ことを目指しており、罰則等で縛るものではないが、県教委として定期的に確認し、適宜、指導と是正を行うことを考えている。ただし、中学校等においては、スポーツ庁及び文化庁が定めたガイドラインの遵守が、部活動指導員に係る経費の補助要件となっている。
--

